

「第373回判例・事例研究会」

情報セキュリティーについて

日 時	令和3年3月10日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 沖 陽介

【判例】

事件	東京地裁判決令和2年3月2日金判1598号42頁 仮想通貨権利移転手続請求事件
事案の概要 (便宜上簡略化しています。)	<p>Xは、仮想通貨交換業者Yとの間で、金銭及び仮想通貨取引の預入れ及び払出しを行うアカウントを作成し、仮想通貨取引を行っていた。</p> <p>ところが、Xが本件アカウントに用いる正しいログインパスワード、ワンタイムパスワード及びPINコードが第三者に盗用され、Xの仮想通貨（ビットコイン）は失われた。</p> <p>そこで、Xは、Yに対し、主位的に損害賠償請求、予備的にビットコインの電子情報処理組織を用いた権利移転手続請求を行った。</p> <p>Yの利用規約には次の規定がある。</p> <p>第5条 パスワードおよびユーザーIDの管理</p> <p>2項 パスワードまたはユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、漏洩、第三者の使用、盗用等による損害の責任は登録ユーザーが負うものとし、当社（注：被告。以下同じ。）は一切の責任を負いません。登録ユーザー本人が入力したか否かにかかわらず、パスワードまたはユーザーIDの一致により当社が本人認証を行い、本サービス（注：本件サービス。以下同じ。）の利用が行われたこと（例えば、登録ユーザーが利用するメールサービス等の他社のサービスでパスワードまたはユーザーIDが盗まれる等した結果、本サービスの利用が行われたことを含む）を直接または間接の理由として損害が生じた場合を含みます。</p>
用語説明	<p>ワンタイムパスワード：コンピュータリソースに対するアクセス用に発行される、一度限り有効なパスワードである。</p> <p>PINコード：スマホやPCといった端末等に関連付けられる4桁程度の数字の個人識別番号である。</p> <p>※パスワードは、SNSやサイト、アプリへのログインに関連付けられる。</p>

判旨抜粋

ウ(ア)次に、原告のパスワード管理が不十分であったことを原因として本件各取引が行われたものか否かを検討するに、原告は、本件アカウントについて、初回ログインパスワードを変更せずに使用し、ワンタイムパスワードのメール発行を選択し(前提事実(3)イ)、本件メールアドレスに送信されたメールが自身の用いる別のメールアドレス(以下「転送先メールアドレス」という。)に転送されるように設定した上、転送先メールアドレスのアカウントへのログイン用パスワードの一部として用いていた4桁の数字を本件アカウントのPINコードとして使い回していたことが認められる

(甲19)。原告による本件アカウントのパスワードの上記管理状況からすれば、一たび転送先メールアドレスのアカウントがハッキングされて同アカウントへのログイン用パスワードが盗用されてしまえば、本件メールアドレスより転送されたメールから本件アカウントのログインパスワード及びワンタイムパスワードが盗用され、PINコードも容易に推知される可能性が高いものであったといえる。

これらの事情によれば、本件各取引が行われた原因は、原告が本件アカウントの初回ログインパスワードを変更せずに使用した上、転送先メールアドレスのアカウントで用いていたパスワードの一部をPINコードに使い回したため、転送先メールアドレスのアカウントがハッキングされただけで本件アカウントの全ての認証が突破されてしまったことにあると解され、原告のパスワード管理が不十分であったことを原因として本件各取引が行われたものというべきである。

(イ)したがって、本件各取引は、本件規約5条2項によって、その効力が本件アカウント作成者である原告に及ぶものというべきである。